

No. 9

令和 7 年（3 月）

第 1 回 定例会 専決処分の報告

熊谷市

目 次

報告番号	専決処分の内容	所管課	頁
第 1 号	熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を 改正する条例	職 員 課	1
第 2 号	損害賠償の額の決定及び和解について	維 持 課	3
第 3 号	損害賠償の額の決定及び和解について	安 心 安 全 課	5

報告第 1 号

専決処分の報告について

熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 1 月 31 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

熊谷市長 小林 哲 也

熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
熊谷市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年条例第３８号）
の一部を次のように改正する。

第１９条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する
同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

報告第 2 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 6 年 12 月 3 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

熊谷市長 小林 哲也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、除草作業中の事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償の額及び内容

70,840円

自動車修理費及び代車費用

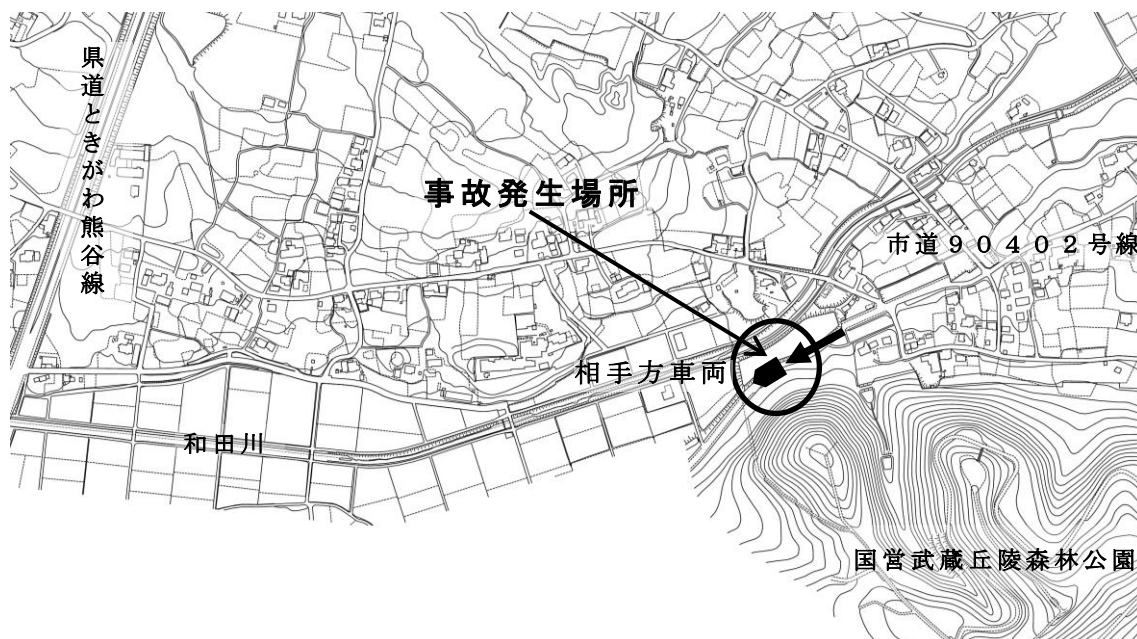
2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和6年10月25日（金）午前9時35分頃、維持課職員が市道90402号線において除草作業を行っていたところ、同路線を走行中の相手方車両に刈払機により弾かれた石が飛散し、相手方車両を損傷させた。



報告第 3 号

専決処分の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 1 月 14 日付けで別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

熊谷市長 小 林 哲 也

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市道における事故による損害賠償の額を次のとおり定め、和解する。

1 損害賠償の額及び内容

161,593円

物置修理費

2 損害賠償の相手方

3 和解の内容

市は、上記のとおり相手方に対し損害賠償する。

事件の概要

令和6年8月30日（金）午前8時00分頃、押切2560番20地先において、市道江南221号線上の防犯灯が腐食により倒れ、相手方の物置を損傷させた。

